

# 農林商工課・農業委員会

## からのお知らせ

### 堆肥の施用または保管について

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

#### 【堆肥の施用、保管に関する届出】

左記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

#### 【堆肥の施用】

- ◎農地：「一作につき20t」かつ「10aあたり20t」
- ◎森林：「5t」かつ「1haあたり5t」

※木質系チップなど（樹皮、剪定枝など）を施用する場合

- ◎農用地：10aあたり100㎡(約10cm)
- ◎果樹園：10aあたり150㎡(約15cm)
- ◎森林：1haあたり500㎡(約5cm)

#### 【堆肥の保管】

保管場所1箇所につき「50t」

車場や資材置き場として利用する場合、農地を農地以外のものにする場合が必要となりますが、事前にその農地が農振農用地区域（青地）に含まれているかを確認する必要があります。土地利用したい農地の大字、字地番を調べ、農林商工課へお越しください。

#### 【農用地区域からの除外要件】

- ◎必要性および緊急性があり、他に代替すべき土地がなく、農地転用、建築確認許可など、必要な許認可の見込みがあること。
- ◎農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の利用に支障がないこと。
- ◎効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと。
- ◎土地改良施設などの機能に支障がないこと。

◎土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

#### 【除外申請の締切日】

4月、7月、10月、1月の各月10日（ただし、10日が土、日、祝日の場合はその前日となります）  
※農振農用地区域から除外する場合

### 堆肥を施用する際は

未成熟のままの家畜ふん尿堆肥などの施用は悪臭発生の原因になります。施用の際は、次の点にご注意ください。

- ①よく腐熟した堆肥（完熟堆肥）を施用すること
- ②施用後は、臭気の飛散を抑えること（速やかに耕起する、しっかりと覆土すること）

### 農地中間管理事業について

埼玉県農林公社（農地中間管理機構）が中間的な受け皿となり、農地を所有者から借りてそれを貸し付けることで地域の担い手に農地を集約する事業を進めています。  
町内では広木・駒衣・古郡・沼上・北十条・南十条の農地が対象になっています。

は、事前に相談をしてください。

### 平成30年度の経営所得安定対策について

米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上などにより、農業経営の安定を図るため、この対策に加入しましょう。

#### 【加入方法】

4月に農事部長から配布される営農計画書に作付計画を記入して、農林商工課または美里営農経済センターに申請してください。

#### 【対策の内容について】

- 1 水田活用の直接支払交付金
  - 食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して戦略作物を生産する農業者に対して支援を行います。
  - ※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米

①対象者  
販売目的で、戦略作物を生産する農業者

#### ②交付単価

- ▼麦、大豆、飼料作物  
↓3万5千円/10a
- ▼WCS用稲

対象地域内の農地を所有されているかたで、まだ事業に参加されていないかたはぜひ参加をご検討ください。  
詳しくは農林商工課または農業委員会へご相談ください。

### 森林の樹木を伐採するときは「伐採届」が必要です

地域森林計画の対象となっている森林（保安林を除く）の木を伐採するときは、森林法により、「伐採届」の提出が義務付けられています。伐採する場合には、事前に対象となっている森林かを農林商工課へお問い合わせください。

#### 【届出対象者】

- ◎森林所有者が自分で伐採するとき  
は、森林所有者が提出します。
- ◎森林所有者が請負によって伐採するとき  
は、森林所有者と伐採業者が連名で提出します。

#### 【届出期間】

- ◎伐採を始める30日前までに提出してください。無届で伐採した場合は、森林法による罰則が適用されることがあります。
- ◎森林以外に転用するため、0・1ha以上1ha以内の開発（土地の形

### 森林の所有者届出制度について

個人・法人を問わず、売買や相続により、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得したかたは、面積に関わらず、森林法により「森林の土地の所有者届出書」の提出が義務付けられています。

#### 【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

### 農振除外の手続きについて

農地は、法律により、農業以外の用途に利用することが制限されています。農地に住宅などを建設したり、駐

当年産の作付面積に応じて交付されます。

面積払（営農継続支払）の単価：  
『そば』は13,000円/10a  
米の直接支払交付金は廃止されましたが平成30年産以降も需要に応じた生産・販売の重要性は変わりません。

米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者が市場動向や自らの販売実績などを踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。

### 環境にやさしい営農活動に取り組む農業者のかたへ

化学肥料・農薬の使用を減らした農業などの環境にやさしい営農に取り組む農業者に対し、国・県・町が補助金（環境保全型農業直接支払交付金）を交付します。

#### 【対象者】

国際水準GAPを実践している農業者、有機農業に取り組む農業者、埼玉県特別栽培農産物認証などを受けている農業者などで構成される団体